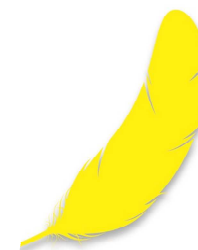


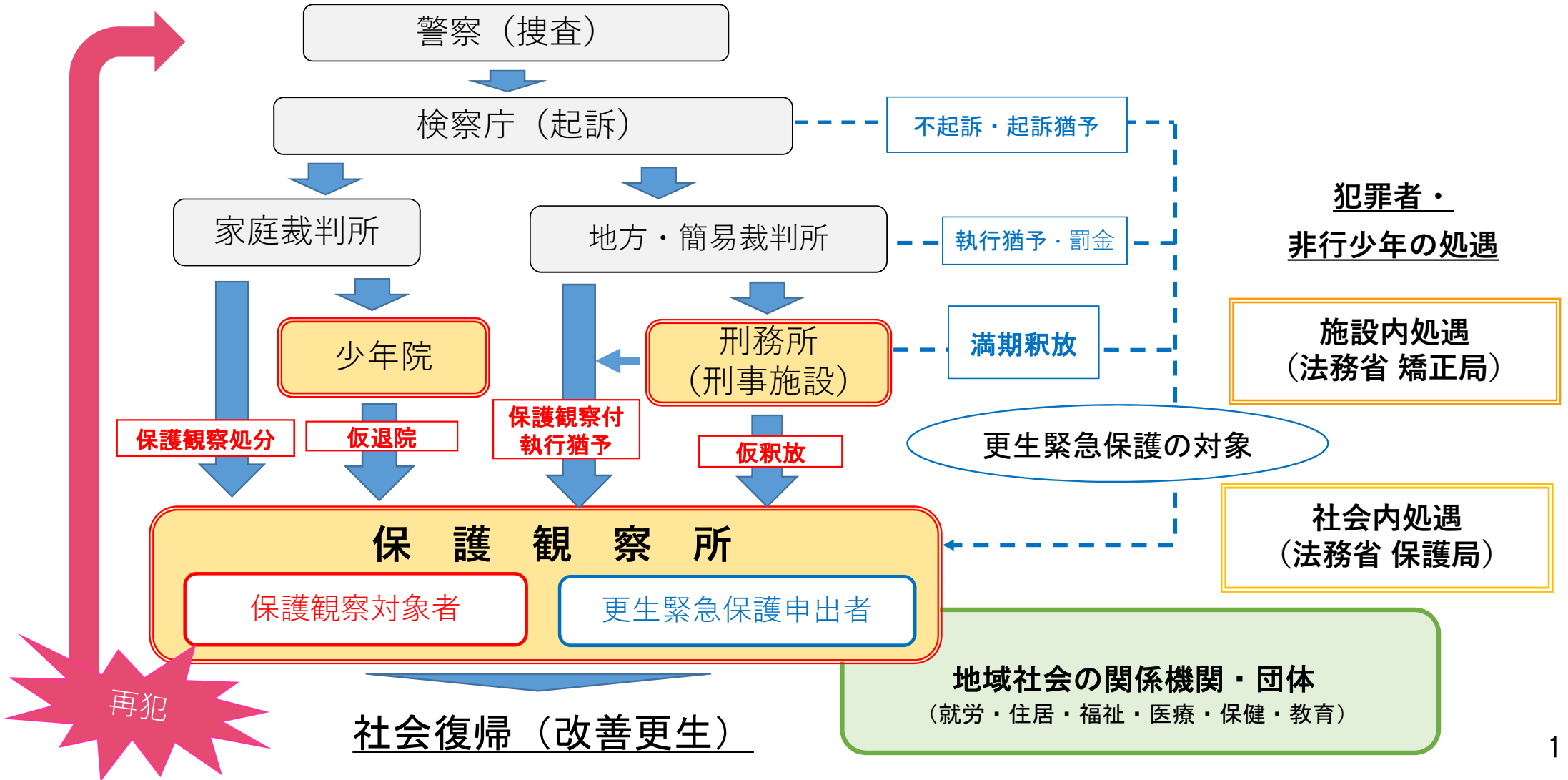
法務省の取組 刑務所出所者等の居住支援について

法務省 保護局 更生保護振興課



立ち直りを願う
幸せの黄色い羽根

刑事司法手続の流れ



居住支援の取組①

更生保護施設



自立準備ホーム

- ・ 明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で102施設（男性施設87・女性施設7・男女施設8）が運営されている。
（令和5年4月1日現在：収容定員総計2,399人）
- ・ 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えたり、福祉サービス等の利用が調整できるまでの数か月間（1人当たりの平均在所期間は80.0日/令和4年度）収容保護し、専門の職員が24時間365日体制で自立に向けた生活指導等を実施する。
- ・ **法務省の認可施設（民間施設）**で、委託費を支給する。

- ・ 平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始。
- ・ あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する施設の空室等を宿泊場所として活用するもの。⇒ **宿泊場所のことを「自立準備ホーム」と呼ぶ。**
- ・ 保護観察所からの委託により、宿泊場所と毎日の生活支援を一体的に提供（食事の提供も可能）する。
- ・ 全国で506事業者が登録（R5.4.1現在）。
- ・ 保護の期間は更生保護施設に準じる。
（1人当たりの平均在所期間は68.2日/令和4年度）

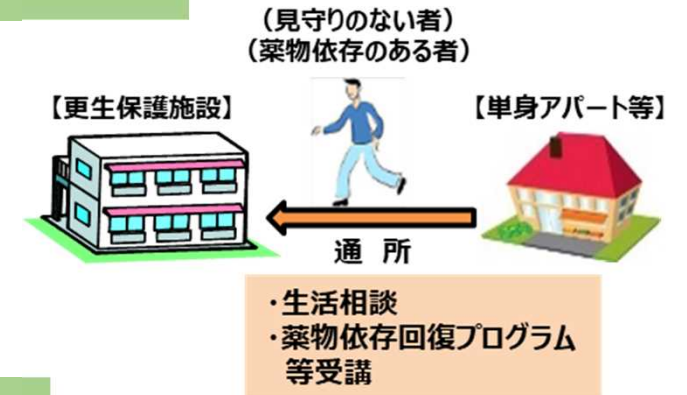
ただし・・・いずれも「一時的」な居住支援

居住支援の取組②

◆ 更生保護施設によるフォローアップ事業（平成29年度から）

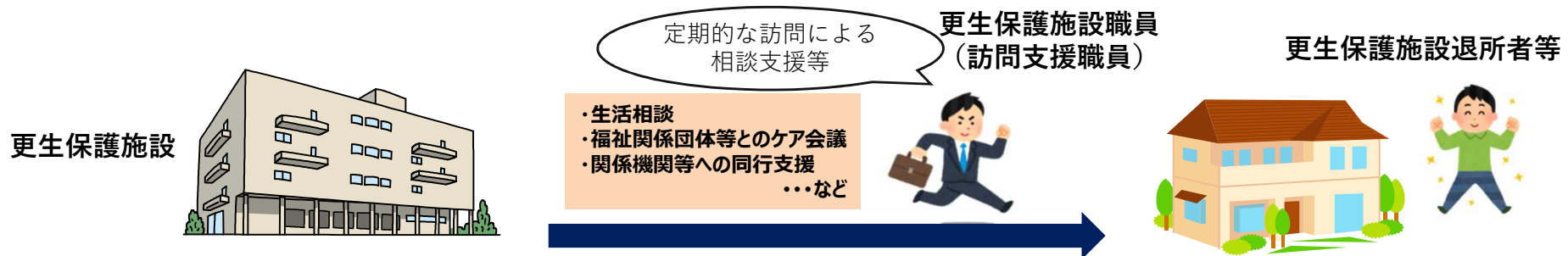
更生保護施設を退所した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、
当該更生保護施設への通所が可能なものが対象

- 施設職員の面接等による生活相談への対応
- 薬物依存が認められる者に当該施設職員等が
薬物依存回復プログラムやグループミーティングを実施



◆ 更生保護施設による訪問支援事業（令和3年度から）

- 更生保護施設に配置された訪問支援職員が、更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問するなど、継続的な支援を実施
- 全国11施設で実施（北海道、栃木県、埼玉県、東京都、京都府、大阪府、岡山県、広島県、福岡県、熊本県）



居住支援の取組③ ※数値はいずれも保護局調査による

○ 居住支援法人との連携

◆ 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- ・ 住まい支援の関係省庁（国土交通省、厚生労働省、法務省）及び関係団体で構成
- ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図る。

◆ 居住支援協議会への参加（令和4年度：102件）

- ・ 保護観察所等が居住支援協議会に参加し、更生保護制度を説明 等

◆ 居住支援法人と連携した事例（令和4年度：148件）

- ・ 更生保護施設入所者に対して、居住支援法人が施設退所後の住居確保（契約手続支援含む）と見守り支援を実施
- ・ 受刑者について、保護観察所が生活保護窓口と事前調整を行い、居住支援法人が出所後の住宅確保、医療機関受診、生活支援等を実施
- ・ 保護観察所、更生保護施設、社会福祉協議会、居住支援法人、対象者でケース会議を実施
- ・ 居住支援法人に対して、保護観察所が対象者の問題行動への対応方法等を助言
- ・ 保護観察所が更生保護施設職員に対する研修に居住支援法人職員を講師として招聘

“息の長い”支援に向けて ～更生保護地域連携拠点事業～

満期釈放者など、犯罪や非行の背景にある“生きづらさ”を抱えながらも、
寄り添ってくれる人がおらず、居場所もない人たち。

そのような人たちが、再び、犯罪や非行をしないよう、何かできないでしょうか？



第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

＜7つの重点課題とその具体的施策＞

⑥地域による包摂の推進

○更生保護地域連携拠点事業の充実

「更生保護地域連携拠点事業」は、孤立しやすい満期釈放者などが
“地域とつながり続ける”ことができるよう、地域において、

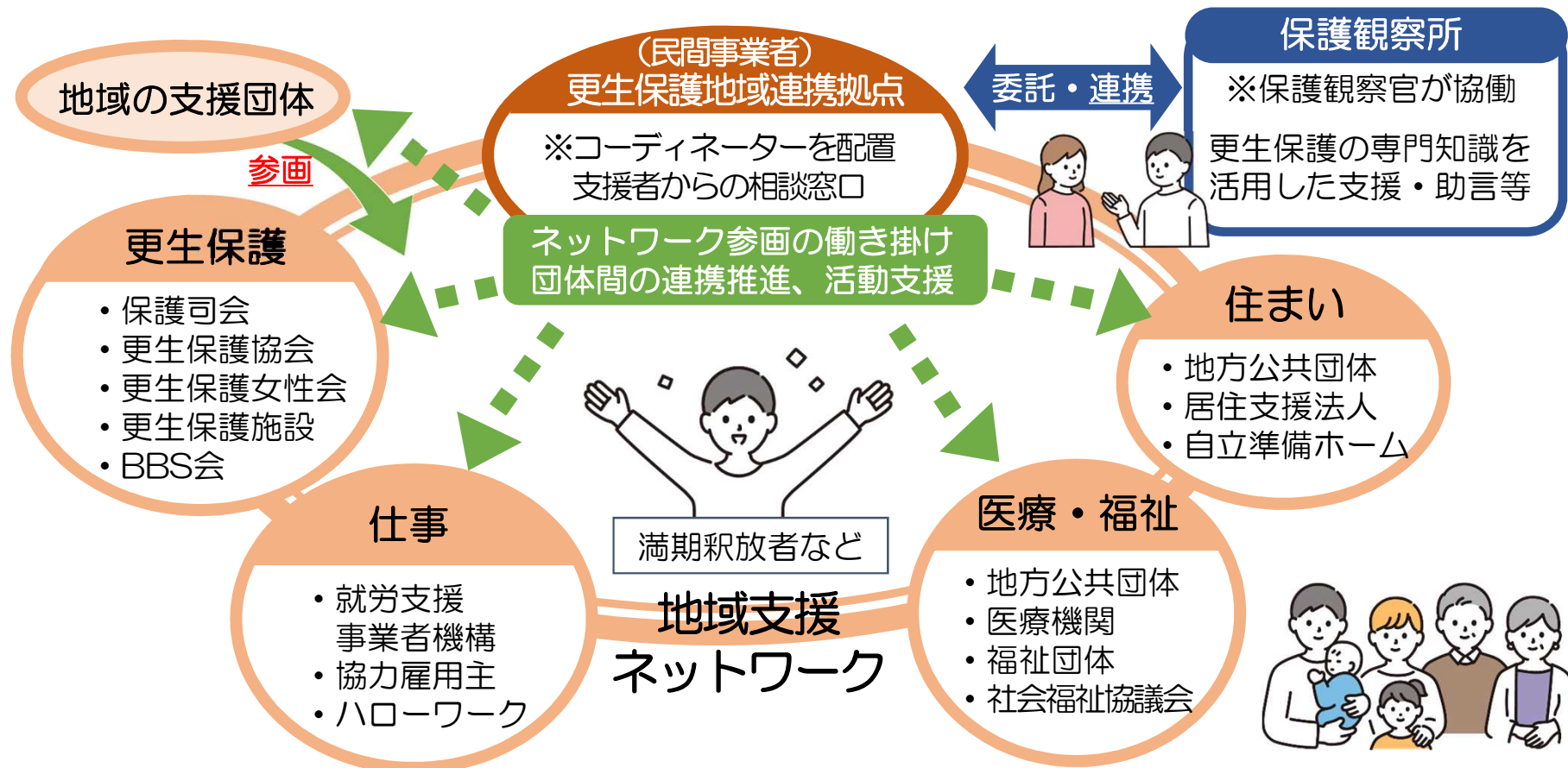
①支援のネットワークづくり ②支援者の後方支援を行います。

気軽に相談できる場所や居場所作り

支援活動の悩み・困りごとの解消

更生保護地域連携拠点事業の実施イメージ

○関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者が、保護観察所から委託を受けて実施
○令和4年10月から、全国3庁（旭川、さいたま及び福井保護観察所）で実施



頼れる人や居場所がなく、孤立しやすい満期釈放者などを地域全体で支えます。

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

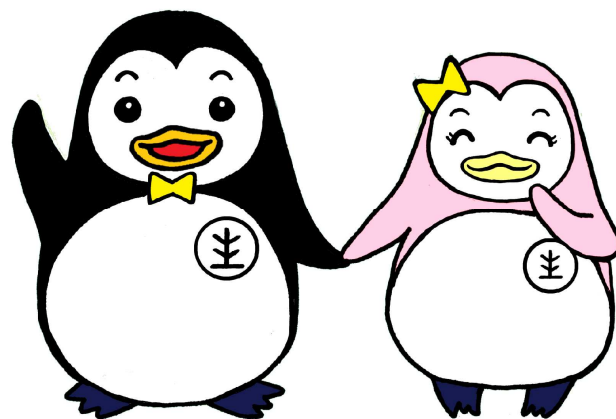
7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

（具体的施策）地域社会における定住先の確保

ア 居住支援法人との連携の強化【施策番号22】
法務省は、国土交通省の協力を得て、保護観察対象者等の住居の確保のため、居住支援法人との連携を強化し（略）更なる連携の方策を検討する。

また（略）住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに（略）入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。



更生保護のマスコットキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

御清聴ありがとうございました。